

令和3年9月定例会 建設企業委員会委員長報告

22番 北澤哲也でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、都市整備部の所管事項について申し上げます。

善光寺御開帳期間中の交通渋滞対策における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

7年ごとに開催される善光寺御開帳は、全国から大勢のお客様が訪れ、長野市の商業、観光の発展に大きく寄与しております。一方で、御開帳期間中は、善光寺及び市街地周辺に車両が集中し、交通渋滞が発生してまいりました。

このため、市では、インターネットによる交通情報の配信や郊外に臨時駐車場を確保し、パーク・アンド・バスライドの運営を行い、中心市街地及び善光寺周辺への車両の流入をできる限り抑えるなどの渋滞対策を行うとのことであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中での開催が想定されることから、感染防止対策を図った上で、交通渋滞対策を行うことが求められます。

については、交通渋滞対策事業の柱となるパーク・アンド・バスライドにおいては、マスク、消毒等による感染対策はもちろん、シャトルバスのキャッシュレス決済の導入やその他の感染状況に応じた対策など、お客様を善光寺に導くまでの感染防止対策に万全を期すよう要望いたしました。

次に、上下水道局の所管事項について申し上げます。

水道事業の広域化についてであります。

7月に、長野県、上田市、千曲市、坂城町と本市により、上田長野地域の水道事業

の広域化について研究する「上田長野地域水道事業広域化研究会」が設立されました。

この研究会では、広域化・広域連携に向けた論点整理を行い、広域化の方向性を示す報告（案）を年度内に取りまとめていく予定とのことでもあります。

市からは、安全・安心な水道水の安定供給を目指すためには基盤強化を図る必要があります、広域化は基盤強化に有効な手段の一つであること、また、水道事業の広域化の形態については、地域の実情を踏まえた上で、持続可能な水道経営を実現するために、最も効率的かつ効果的な事業形態を決定する必要があるとの説明がありました。

今後、広域化の検討を進める上では、水道料金の設定、広域的な施設整備計画や施設整備の財政負担などの検討項目に加えて、災害など有事の際における安全かつ十分な給水体制の確保についても、精密な調査研究を行うよう要望いたしました。

最後に、建設部の所管事項について、3点申し上げます。

1点目は、市道の維持管理についてであります。

中山間地域など過疎化が進む地域においては、少ない住民により草刈りなど、市道の維持管理が行われておりますが、人口の減少に伴い、住民の負担が一層大きくなってきており、住民の手だけでは維持管理が困難となってきております。

については、特に幹線市道などにおいては、住民からの要請を踏まえ、住民負担の軽減を図るよう要望いたしました。

2点目は、長沼地区における住宅支援についてであります。

委員会では、災害公営住宅を建設すべきとして、「長沼地区の復興のために、市はできることをやるべきで、仮設住宅の入居期限が迫っている中、災害公営住宅の建設を決断すべきである。」、「長沼地区のコミュニティの復興のためには、災害公営住宅の建設が必要である。」、「被災者にとって、住むところがないというのが一番厳しい。被災者の要望に添えるよう前向きな検討をいただきたい。」との意見が出されました。

一方、建設に慎重な意見として、「災害公営住宅を建設する場合には安全確保対策が必要であるが、予定されている場所において十分な安全対策を確保することは困難ではないかと考える。」、「美濃和田の災害公営住宅に空室が7戸ある状況で、新たに災害公営住宅を整備することが理解されるか疑問であり、また、国からの補助金を返還することになるのではないかとと思われる。」、「長沼保育園・児童センターが長沼小

学校の敷地に移転することになったことを踏まえると、その跡地に災害公営住宅を建設することには疑問が残る。」「他の被災地区からも住宅整備の要望があるのではないか。」との意見が出されました。

そのほかの意見としては、「6月の建設企業委員会委員長報告において、住宅再建支援の方向性を早急に提示するよう要望しているにもかかわらず、いまだに方向性が見いだせていないのは遺憾である。」「建設部には努力いただいているが、期待を持たせることを言うのがよくない。」「災害が激甚化する中で、市には、市民の命と安全を守る義務がある。災害公営住宅の建設が困難であれば、早く伝えるべきである。」「トレーラーハウスに住みたいという被災者の需要があるなら、早期に施策化し、生活再建を加速化していただきたい。」などの意見が出されました。

市においては、住みたいと希望している方の意向を踏まえつつ、法的な問題や安全面、維持管理面などを総合的に考慮し、市としての方針を早期に決定するよう要望いたしました。

3点目は、通学路の安全対策についてであります。

通学路の中で、除雪が行われなかったところでは、子供たちが車道を歩かざるを得ない状況にあり、特に中山間地域では、カーブや坂道があるため、自動車事故などの危険性が高まります。子供たちが事故に遭うことのないように、除雪路線の見直しや歩道の整備などにより通学路の安全対策を十分に図るよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 総務委員会委員長報告

18番 勝山 秀夫でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました5件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は、防災行政無線の戸別受信機についてであります。

防災行政無線のデジタル化や長野市防災ナビの運用開始など、防災情報の伝達手段については整備が進められているところですが、防災行政無線が聞き取りにくい、高齢でスマートフォン等から情報を得ることが難しいなどの理由により、有償でもかまわないので戸別受信機の購入を希望される方もいます。

現在、戸別受信機を有償で購入していただけるよう検討しているとのことですので、購入に対する補助制度の創設やレンタルなど購入以外の方法を含めて検討することを要望いたしました。

2点目は、街なかの防災備蓄倉庫の配置についてであります。

防災備蓄倉庫は、災害時に避難者に支給する当面の生活必需品等を備蓄しておりますが、人口が多い駅周辺など街なかにおいては、仕事や買物で昼間の人口が増加することも踏まえて備蓄機能を確保する必要があります。

今後、災害時備蓄品等整備計画の次期計画策定に向けた作業を行う予定とのことですので、人口が多い地域の避難所に生活必需品等の必要数を確保できるよう拠点となる防災備蓄倉庫の配置について検討することを要望いたしました。

次に、地域・市民生活部の所管事項について申し上げます。

誹謗中傷の被害者の支援についてであります。

インターネットやSNSが普及し、最近ではインターネット上で新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や犯罪被害者に対する誹謗中傷などが散見され、市としても誹謗中傷を受けた方を支援する仕組みが必要であります。また、群馬県では、「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定しており、自治体独自の取組も見受けられます。

については、本市においても他自治体の取組状況について研究することを要望いたしました。また、関係団体との連携・協力により支援体制を整えることについても併せて要望いたしました。

最後に、請願第10号 消費税の事務に付加される適格請求書（インボイス）導入を中止するよう国に対する意見書採択を求める請願の審査について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「適格請求書を交付するためには課税事業者にならなければならない、中小の事業者や農家の負担が増え、大きな影響がある。」、「制度の理解がなかなか進まない中でインボイス制度を導入すれば混乱を招く可能性がある、一旦中止すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「インボイス制度は、標準税率と軽減税率という複数税率の下で適正な課税を確保するために必要な制度である。」、「そもそも消費税は消費者が負担し、事業者は預かった消費税を納付するものであり、事業者の税負担が増えるものではない。」、「価格に消費税分を転嫁できない事業者がいるのであれば、別の法律や制度で対応すべきことである。」との意見が出されました。

さらに、本請願を継続審査とすべきものとして、「制度が複雑であるため、中身を精査した上で検討する必要がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 福祉環境委員会委員長報告

24番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました3件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

長野市地域福祉計画についてであります。

現在、第三次地域福祉計画の中間評価結果等を踏まえ、令和4年度からの第四次地域福祉計画を策定中とのことであります。地域における支え合い活動の創出等を担う地域福祉ワーカーの役割や位置付けが不明確であることや、地域福祉活動の担い手不足、住民自治協議会の負担感の増大、各地域での活動状況の差などを背景として、地域福祉の推進体制の再構築が喫緊の課題となっております。あわせて、地域住民が抱える課題がより複雑化・複合化していることから、従来の分野別、制度別の支援体制では、複雑・複合的な課題や峡間のニーズへの対応が困難になっていきます。

行政と住民自治協議会、長野市社会福祉協議会をはじめとした関係機関、地域住民が連携し、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える地域共生社会の実現のため、市の横断的な組織体制づくりや地域福祉活動に対する支援の充実を図るとともに、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業を構築し、複雑、多様化する課題に対応できるよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は、放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方についてであります。

現在、長野市放課後子ども総合プラン事業推進委員会では、放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方検討小委員会を設置し、その運営の在り方を検討している

とのことであります。当初は地域福祉事業としての位置づけであった学童クラブですが、少子高齢化や働く女性の増加、核家族化等の社会情勢の変化によって、放課後子どもプラン制度が創設され、現在では放課後の子供の居場所として重要性が増しており、福祉的な意義はもとより、教育的な意義の側面も持ち合わせるようになりました。一部を除き、社会福祉協議会が運営を行っているところではありますが、本事業を維持、発展させていくためには、サービスの質と専門性を全体的に向上させる必要があります。地域福祉として取り組むには限界があるとのことでした。

運営体制については、新たな法人設立を含め、様々な形態が考えられますが、他市の例にならうだけでなく、十分に研究、検証、改善を行い、子供たちが安心、安全に充実した時間を過ごすことができる、チルドレンファーストの視点に立った体制を整えていくことを要望いたしました。

2点目は、保育所等入所定員の適切な確保についてであります。

本市では、3歳未満児の保育ニーズの増加に伴い待機児童が発生しております。また、入所できても、きょうだいが別々の園に通園せざるを得ない事例が一部で生じており、これらの事案を解消し、保護者が安心して保育所等を利用するためには、保育の受け皿を確保することが必要であります。

私立保育所等の受入施設にも協力を求め、3才未満児の受入増加に向け、十分な入所定員の確保に努めるよう要望いたしました。

次に、環境部の所管事項について申し上げます。

生ごみ自家処理機器購入費補助金についてであります。

当補助金は、生ごみの減量推進のため、市民が電動若しくは手動生ごみ自家処理機器やコンポスト等を購入した際に、その購入費の一部を補助するものです。本年度8月末現在、申請が152件あり、前年度同時期と比べ40件、約35パーセント増えており、関心も高くなっているとのことです。その要因の一つが、コロナ下により家庭で過ごす時間が増えたことによるものと考えられております。家庭から排出される生ごみは可燃ごみの約4割を占めていることから、処理機を使用しごみの減量につなげることは、長野市一般廃棄物処理基本計画の基本施策の一つである、家庭ごみの発生抑制の推進に直結するものであります。今後の申請件数によっては補正予算を組むなど、申請をした市民に確実に補助金が行き届くよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第11号 出産育児一時金の増額を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 経済文教委員会委員長報告

21番 手塚 秀樹でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました4件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第87号 令和3年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第7款 商工観光費、第2項 観光費の街なかオンラインガイド整備事業について申し上げます。

本事業は、観光客がオンラインガイドアプリをスマートフォン等に無料でインストールすることにより、英語、中国語、広東語、日本語の4か国語で観光スポットのガイドを画面で観たり、音声で聴いたりすることができるようにするもので、善光寺周辺、松代及び戸隠・飯綱エリアにおいて、観光スポット60か所のガイドを制作予定とのことです。

今後、より一層の多言語対応や、対応する観光スポットの拡大、コンテンツの周知方法やガイド内容の充実について、観光客数等の状況を勘案しながら検討するよう要望するとともに、市内におけるWi-Fi環境の充実や、外国人観光客のニーズ把握など、「ウィズコロナ」における非接触型観光に対応するための環境整備に併せ、「アフターコロナ」におけるインバウンド需要の回復も見据えた受入態勢についても引き続き検討していくよう要望いたしました。

次に、教育委員会の所管事項について申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症の対応と現状についてであります。

教育委員会では、長野県において緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令された際の対応や、学校現場で陽性者が判明し、休校措置等を行った際の対応など、

様々な状況を想定した対応を検討しているとのことでもあります。

感染状況の悪化による休校措置等が発生しないことを切に望むものではありませんが、児童・生徒の学びを保障するため、これらの事態に備え、タブレット端末等を使ったオンライン学活や授業配信への迅速な切り替えについて、事前の準備を今から進めることを要望いたしました。また、休校措置等による学習の遅れが生じないよう、学校の状況に合わせた柔軟な対応と、児童・生徒の発達段階に合わせたきめ細やかな指導についても併せて要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第12号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「これからの社会を担う子供たちを育成するためにも国として教育予算を増やす必要がある。」、「小学校における35人学級の推進に係る予算の増額があるものの、教職員定数の自然減等による減額もあることから、文部科学省は、予算を大幅に増額することなく、35人学級の計画的整備を進められることを想定すると、国庫負担率2分の1の復元を国に求めていくことは、極めて妥当であり、必要性のある請願だと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「文部科学省の方針が約40年ぶりに大きく変化し、令和7年度までの5年間で小学校において35人学級を進めていくという状況を踏まえると、このタイミングで拡充を求めることは現実味がないのではないか。」、「まずは令和7年度までにしっかりと35人学級を進めてもらうことが重要ではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第13号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「一人一人の子供たちに行き届いた教育をするためには、世界的に見ても20人規模の学級編制が一番よいのではないか。」、「教員の配置基準は学級数によって決まってくるので、正規の教員をきちんと配置するた

めにも、少人数学級に向けて進んでいくことは急務だと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「単に20人ということではなく、特別な配慮が必要な子供がいるクラスに対する教員の加配など、それぞれの状況に応じた、きめ細かい対応が大切ではないか。」、「20人学級編制とした場合、子供の数が21人では、10人規模の2クラスに分かれてしまうことから、そこまでの少人数教育が子供たちの発達段階に応じた学びを支えていくことになるのか疑問である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第14号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「親の収入を理由に、高校進学を諦める子供たちを1人でも減らすためには、高校無償化が必要ではないか。」、「親の収入にかかわらず、学ぶ権利を等しく保障するためには高校無償化が必要ではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「親の収入を理由に高校進学を諦めることはあってはならないことであるが、現在の年収 910万円という所得制限は低い金額ではないのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第15号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「地域高校の存続は必要不可欠であり、高校教育課程においても少人数教育を実現することが必要ではないか。」、「地域の拠点としての役割や、生徒に寄り添った多様な学びの場、新しい学びが求められる中で、地域高校の担う役割は大きいのではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「地域性や様々な事情がある中で、現在、県

が検討を進めており、今後示される県の方針を見極める必要があるのではないか。」、「30人規模学級よりも地域高校の特色や魅力を生かす取組が先ではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第16号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 決算特別委員会委員長報告

36番 宮崎治夫でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました2件の議案につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定し、2件の認定議案につきましては、いずれも原案を認定すべきものと決定した次第であります。

本委員会に付託されました議案は、企業会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案2件並びに、一般会計と、9つの特別会計、6つの財産区特別会計及び4つの企業会計、合わせて20会計の決算認定案件2件でありました。

本委員会は、正副議長、監査委員を除く35人の議員で構成し、委員会内に各常任委員会が所管する事項と同様の事項を審査する総務分科会、福祉環境分科会、経済文教分科会、建設企業分科会の4分科会を設置し、付託案件を分担審査いたしました。

その後、委員会において各分科会の報告を受け、採決を行ったものです。

次に、各分科会において審査され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務分科会で審査された事項についてであります。

一般会計における不用額について申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初計画どおりに事業が進まないという難しい状況の中での予算執行でありましたが、経費節減に努めていただいたこともあり、一般会計における不用額は全体で216億円になったところです。

総務分科会での審査の過程では、予算を調製する際に、丁寧な積み上げを行うこ

とや庁内での事前の擦り合わせを行うことで、不用額を少なくする取組を続ける必要があるとの意見が出されました。

「不用額」という表現は誤解を招くところではありますが、翌年度予算の貴重な財源とするなど、より適正な執行に努めることを要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、6目 車両管理費について申し上げます。

庁用車両の運行についてであります。

市では、車両の配置状況に合わせて担当課に安全運転管理者を配置し、交通安全の啓発を行うとともに、安全運転特別研修や庁内放送による注意喚起等、事故防止の取組を行っているところです。

庁用車両の事故件数は減少傾向にありますが、令和2年度には56件の事故が発生したとのことでもあります。職員の過失による事故ゼロを目指し、事故防止に対する更なる安全啓発活動を進めるよう要望いたしました。

続きまして、福祉環境分科会で審査された事項についてであります。

保健福祉部の未収金対策について申し上げます。

一般会計の歳入、第20款 諸収入、第5項 雑入、4目 雑入のうち、生活保護法第63条及び第78条の返還金、並びに介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入、第1款 保険料、第1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、3節 滞納繰越分普通徴収保険料におけるそれぞれの収入未済額について申し上げます。

未収金は財政運営に影響を及ぼすだけでなく、費用負担の公平性の観点からも看過できないため、未収金の徴収に当たっては、徴収が困難とならないよう、引き続き早期の滞納整理に取り組むとともに、滞納している方の事情をよく聞き、状況に応じた丁寧な対応に努めるよう要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費について申し上げます。

長野市生活支援・地域ささえあいセンターによる被災者の見守りの継続についてであります。

令和元年東日本台風災害の被災者の見守りについては、生活支援・地域ささえあいセンターの23人の生活支援相談員による巡回訪問が定期的に行われており、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話等による近況確認により、訪問活動を補完したとのことであります。

入居期限を迎える本年11月以降には、仮設住宅やみなし仮設住宅を離れ、災害公営住宅などの新たな住まいに移る方が多く見込まれるため、引き続き感染症対策に配慮しつつ、被災者の見守りを行うとともに、次年度においても同様の活動を継続するよう要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費及び第2項 児童福祉費、3目 母子福祉費、並びに第4款 衛生環境費、第1項 保健衛生費、4目 母子保健費について申し上げます。

こども未来部における相談体制の充実についてであります。

女性相談事業では、配偶者からの暴力、経済的困窮等の相談を受け、母子・父子・寡婦相談事業では、ひとり親家庭の進学や就労の相談を受けており、相談員は、状況に応じて、まいさぼ長野市や生活保護相談などの福祉施策につないだり、弁護士等の専門家につないだり、ハローワークや裁判所などの関係機関への同行なども行ったりしているとのことです。また、発達相談については、切れ目のない支援の取組として、保健所・保健センターでの乳幼児健診から情報を得て、相談事業を実施し、保護者が子供の特性を理解することで幼稚園・保育園、小学校へ情報がつながり、さらに必要があれば専門家である医師や言語聴覚士へつなぐとの説明がありました。

それぞれの相談員はわずかな面談時間の中で、相談者の表情や行動からその方の置かれている状況をきちんと把握し、相談者との信頼関係を築いた上で、的確な助言を行ったり、関係機関等につないだりする重要な役割を担っており、専門性の高い知識と的確な判断が求められます。については、将来的には正規職員による専門職の育成を検討すること、また、現在在籍する相談員に対しては、部を超えて福祉事務所としての連携を強化することにより、更なる相談体制の充実に取り組むよう要望いたしました。

続きまして、経済文教分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第6款 農林業費、第1項 農業費、3目 農業振興費について申し上げます。

市では、被災農業者支援事業として、被災した農業者を対象に、農業用機械の再取得・修繕に必要な経費の支援や、農業用倉庫、果樹棚等の再建・修繕・撤去に必要な経費の支援を行いました。

この制度による令和2年度の支援件数は、農業用機械が845人 5,122件、農業用施設が333人 686件となっており、被災農業者に対し非常に多くの支援がなされました。

令和元年東日本台風災害直後に、この支援を始めとした一連の被災農業者の支援に迅速かつ全力で取り組まれたことは大変評価されます。

今回の被災者支援にとどまらず、耕作放棄地の拡大の抑制につながる継続的な支援や収益性の向上を要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第10款 教育費、第2項 小学校費、2目 学校施設整備費及び第3項 中学校費、1目 学校施設整備費について申し上げます。

小・中学校では、校舎の和式トイレの洋式化や普通教室へのエアコンの設置は、概ね計画どおりに進んできており評価いたしますが、老朽化し改修が必要な学校施設が数多く残されています。

については、緊急に修理が必要な場合については早急に対応を行いながらも、長寿命化計画における大規模改修において、老朽化した学校施設の整備を加速度的に進めていくことを要望いたしました。

続きまして、建設企業分科会で審査された事項についてであります。

繰越額について申し上げます。

令和2年度の決算審査においては繰越額が高い事業が多くありました。令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響などのやむを得ないケースはありますが、繰越額が高いと事業の進捗に支障を来すことも想定されますので、発注時期の見直しなど様々な工夫により繰越額を減少させ、事業の進捗を図るよう要望

いたしました。

次に、不用額について申し上げます。

繰越額と同様に、不用額についても金額が高い事業がいくつか見受けられました。

不用額の発生には様々な理由があるとは思いますが、限られた財源を有効に活用するためにも、予算化されている事業のうち、地籍調査事業費や反射鏡の設置費等、市民から要望の多い事業や安全に関する事業については、より進捗を図るよう要望いたしました。

以上、各分科会で審査された主なる事項について御報告申し上げます。

分科会及び委員会における意見、要望につきましては、各部局が真摯に受け止め、次年度の予算編成や事業執行に反映されるよう切に望むものであります。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 災害対策等調査研究特別委員会委員長報告

26番 野々村 博美でございます。

私から、災害対策等調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和元年に発生した東日本台風災害を踏まえ、近年、頻発化、激甚化する災害にどのように備えるか調査研究を行うため、令和2年10月に設置されました。

令和元年10月に発生した台風第19号は、東日本一帯で猛威を振るい、千曲川流域等で護岸の崩落や堤防の欠損・越水などによる浸水被害が発生しました。長野市内では、長沼、豊野、古里、篠ノ井、松代、若穂地区の被害が大きく、長沼地区穂保では千曲川の堤防が決壊し、一帯は深刻な被害を受けました。浸水区域は、市内で1,541ヘクタールに及び、4,000棟を超える住宅が被害を受け、災害関連死と認定された方を含め17名の尊い命が失われました。

また、土砂崩れや倒木被害のほか、長期間の停電や上下水道などの社会インフラの寸断等、広く市民生活や経済活動に影響が及ぶ甚大な被害が発生しました。

この大災害に対して市では、令和2年4月に本市の復旧・復興を迅速かつ確実に進めるための道筋を示した「長野市災害復興計画」を策定し、同年7月には、長野市の災害対応について各方面から出された課題を検討することにより、今後の防災対策や災害対応につなげることを目的とした「令和元年東日本台風災害対応検証報告書」を作成し、改善に努めています。

これらを踏まえ、本委員会では、令和元年東日本台風災害からの復旧・復興状況や今後の災害への備えについて調査するとともに、万一、災害が発生した際に、市民の生活を守ることができる仕組みづくりについて研究を重ねてまいりました。

11回の委員会と2度の管内視察の中で、特に「避難情報」、「避難所」、「避難行動要支援者への支援」について多くの意見が出されましたので、それぞれについて報告いたします。

「避難情報」に関することについて申し上げます。

まず、避難情報の市民への周知についてであります。

令和元年東日本台風災害の被災地区住民に対するアンケート調査で、避難指示、避

避難勧告の情報を認知していた方は72%、うち、避難された方は54%に留まりました。避難しなかった主な理由は、自分が被害に遭うとは思わなかったなどの回答でした。さらに、避難情報について、60%の方がわかりにくかったと回答しています。

令和2年11月の管内視察において、介護福祉施設の避難実績について調査した際、避難行動を開始してから47名の利用者の避難が完了するまでに5時間以上掛かったことなどをお聞きし、避難情報の正確性と伝達のスピードが重要であるという意見が出ました。

国では、令和元年東日本台風災害等を踏まえて、レベル4の避難勧告を廃止のうえ避難指示に一本化し、またレベル3で高齢者等が避難することなどが明記された改正災害対策基本法を令和3年5月20日に施行しました。これまでのわかりにくさを解消し、逃げ遅れを減らすための改正であります。

本委員会では、これまでの避難勧告等に慣れている市民の意識を変える必要があるため、徹底した周知と、分かりやすい表現での発令を行い、災害時に市民が混乱しないよう要望いたしました。

また、避難指示を認知しても、避難行動に結びつかないことについて、広域な本市においては、市内の他地区に出された避難指示についての被災状況等の把握ができないことから、避難指示に対する緊張感が薄れてしまうとの意見がありました。

そこで、市内において避難指示を発令した災害については、市の広報媒体等を活用し、被災状況の検証を市民に伝え、避難行動の重要性を知っていただくとともに、経験の共有化がされるよう要望いたしました。

次に、防災行政無線のデジタル化についてであります。

市では令和3年度中の完了に向け、防災行政無線をデジタル化し、スピーカー等を交換する整備を進めています。これにより防災行政無線の音達距離が広がり、今まで以上に避難情報等を届ける設備が整います。また、従来の防災行政無線、防災メールや市の防災情報ポータルサイトなどに加え、この4月に運用を開始した携帯端末用アプリ「長野市防災ナビ」は、防災行政無線の情報を文字や音声で確認でき、避難所の検索や安否確認もできるもので、市民の情報収集や発信の環境整備が進みました。

本委員会では、防災行政無線のデジタル化後も音が聞こえづらい等の声がある点を踏まえ、「長野市防災ナビ」を多くの市民に周知し、利用者を増やすとともに、高齢者等に向けた使用方法の説明会を行うなどの対応を要望いたしました。

次に、「避難所」に関することについて申し上げます。

まず、避難所開設マニュアルについてであります。

令和元年東日本台風災害の際には、自主避難所を含め54か所の避難所が開設され、6千人を超える市民が避難をされました。

市では、新たに新型コロナウイルス感染症の対策を含めた、開設時の手順や方法を記した開設マニュアルを令和3年5月に作成しました。

これには、開設職員の男女構成や人員増、開設準備品など、本委員会からの意見も盛り込まれ、実効性のあるものになりました。今後運用を進める中で、柔軟にマニュアルを更新して欲しいと思います。

次に、避難所運営マニュアルについてであります。

長期に及ぶ避難所運営の経験を踏まえて、市では、設置から閉鎖までの内容を記載する運営マニュアルの更新作業を行っています。

令和元年東日本台風以降の災害における課題を解決したうえでの更新作業のため、更新箇所が多岐にわたり、また新型コロナウイルス感染症への対応を盛り込むため、作成にも時間が掛かりますが、本委員会としては、適切な避難所運営の実現に寄与するマニュアルを完成させ、避難所の責任者になる職員をはじめ、担当職員に事前の研修、訓練を行って、いざと言う時に、円滑な避難所運営が行えるように要望いたしました。

次に、「避難行動要支援者への支援」について申し上げます。

まず、優先度を踏まえた個別避難計画の作成についてであります。

市では、災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な高齢者等の「避難行動要支援者」に対し、災害時の避難場所・避難方法・避難を支援する人等を記載した個別避難計画の作成を進めています。この計画は、市から各地区の自主防災組織に依頼し、地区の役員等で構成する自主防災組織や民生児童委員等が中心となり、作成しています。

市は、令和7年度までに、より実効性のある個別避難計画の作成に取り組むとし、今年度、国のモデル事業に応募し、福祉・介護専門職の参画の元、県社会福祉協議会と協働で、個別避難計画作成に係る実証実験を行っています。

本委員会では、避難行動要支援者名簿から、要介護度の高い在宅の高齢者や重度障害者等の真に支援が必要な方を洗い出し、個別避難計画の作成を地区住民のみに任せるとは、大変困難であるとの意見が出されました。

今後、当該モデル事業の成果を踏まえ、福祉・介護専門職の参画を得つつ、市が主体となって地域の実情を踏まえた要支援者の個別避難計画の作成を促進するよう要望いたしました。

併せて、いつ起こるかわからない災害に対応するため、個別避難計画を早期に作成する必要があることから、十分な予算措置を講じるとともに、職員体制の充実を図ることを要望いたしました。

次に、福祉避難所についてであります。

福祉避難所は、一般の避難所の生活において特別な配慮が必要な方のための二次避難所であり、東日本台風災害の際に、本市では初めて設置され、5名の方が避難されました。

令和3年5月には、福祉避難所への直接の避難を促進するために、国において「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改訂されました。

本委員会では、福祉避難所への直接避難が可能となる運用マニュアル等の整備と、福祉避難所の受入体制、福祉専門職の人的確保を的確に図ることを要望いたしました。

最後に、令和元年東日本台風災害から間もなく2年が経とうとしています。住環境の復旧を早急に行うことで、被災された市民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、将来にわたって安全・安心な環境が整備されることを強く望み、報告を終わります。

令和3年9月定例会 小・中学校の在り方調査研究特別委員会委員長報告

37番 寺沢さゆりでございます。

私から、小・中学校の在り方調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和元年10月に、少子化を踏まえ、小規模な小・中学校を取り巻く子供の教育環境と地域の在り方について調査・研究を行うために再設置されました。

本委員会ではこれまで、「少子化の時代にあった小・中学校とは」という視点から、小規模校における望ましい教育環境の在り方について、長野市立小・中学校の学級編制や教員配置等の調査を行ってまいりました。

また、小規模校の教育環境の調査として七二会小学校において複式学級の授業を視察し、大規模校の教育環境の調査として東部中学校において課外活動の視察を行ってまいりました。

以上の調査の中で議論の軸となった、小規模校における子どもにとって望ましい教育環境の在り方における「多様性ある集団の中での学び」について、意見のあった事項を2点申し上げます。

1点目は、教育格差が生じることのない望ましい教育環境の実現についてであります。

小規模校及び大規模校の調査・視察を通じ、教員の皆さんがそれぞれの環境の中で工夫をされ、それぞれの学校規模の持ち味を生かした教育・取組を実施し、子どもにとって望ましい教育環境を実現する努力をされているということを感じました。

その一方で学校規模については、文部科学省では「小・中学校ともに12学級以上18学級以下」を標準とし、長野県教育委員会では「学年に複数の学級がある学校規模が望ましい、少なくとも学年で20人程度を確保することが望ましい」としております。

また、長野市活力ある学校づくり検討委員会が示した「少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について（審議のまとめ）」の答申でも、子どもの育ちや学びの質を大切にするために、「小学校では一つの学年に複数の学級」があり、「中学校では、小学校よりも更に大きな集団」が望ましいとしています。

それらの基準や条件に満たない過小規模校では、答申において望ましいとされている「多様性ある集団の中での学び」の実現に幾つか課題が生じていることも調査で明らかになりました。

一つ目の課題として、3学級に満たない過小規模の中学校では、配置される教員の人数が限られてしまうことで、一部の教科では教科担任の配置ができず、十分な教科指導を行うことが極めて困難になることがあります。

二つ目の課題として、令和4年度から小学校の5年生、6年生も英語、理科、算数に加え体育で教科担任制が導入される方向性が示されていますが、6学級に満たない過小規模校の小学校には専科教員が配置されないため、中学校の学びに繋がる系統的な指導や教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導が難しくなることがあります。

三つ目の課題として、児童・生徒同士や教師と児童・生徒の直接的な関わり合いから得られる、社会的な自立に向けた能力を伸ばす機会が少なくなるということがあります。この直接的な関わり合いは、今後GIGAスクール構想が進展し、ICTを活用した協働学習が進んだとしても意義があるものです。

このほかにも、クラス替えができないことにより人間関係が固定化し、問題が起こっても逃げ場がないこと、自分が希望する部活動を行う機会が得られないこと、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じることなどの課題があります。

これらの「多様性ある集団の中での学び」の実現が困難な学校の課題解決に努め、子供たちに教育格差が生じることのない望ましい教育環境を実現していくことを要望しました。

2点目は、長野市教育委員会として、子どもにとって望ましい教育環境をどのように実現していくか考え方を示すことについてであります。

これまで4年にわたり、本特別委員会で少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について調査・審議をすると同時に、教育委員会の皆様には保護者や地域の皆様に審議のまとめ（答申）について御理解いただけるようわかりやすく丁寧な説明を粘り強く行っていただきました。

その結果、昨年度、信更地区において、信更中学校の在り方について、子どもにと

って望ましい教育環境の実現に向けた結論が出されました。

引き続き教育委員会の皆様には、保護者や地域の皆様への丁寧な説明を実施していただき、様々な観点からの合意形成を図っていただきたいと思います。

一方で調査の結果、本市では毎年標準規模の小学校1校に相当する小学生約400人、小規模の中学校1校に相当する中学生約200人が減少し続けるということ、中山間地域だけでなく市街地においても児童・生徒が減少し、中山間地域同様の課題に直面していくことが明らかになっております。

保護者や地域の皆様への説明開始から既に十分な時間が経過しており、結論を出すのにあまりにも時間が掛かり過ぎてしまうと、急速に進展していく児童・生徒の減少に対応できず、「多様性ある集団の中での学び」が確保できなくなっていくことが懸念されることから、早めの対応が望まれます。

子供の成長は待ってくれません。子供のことを一番に考えた子どもにとって望ましい「新たな学びの場」について、長野市教育委員会としての考え方を保護者や地域の皆様に示して、保護者や地域の皆様と共に速やかに結論を見いだしていくことを要望するものです。

以上で報告を終わります。

令和3年9月定例会 まちづくり・公共交通対策調査研究特別委員会委員長報告

38番 小林 義直でございます。

私から、まちづくり・公共交通対策調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、中心市街地活性化と均衡あるまちづくりのための公共交通について調査・研究を行うため、令和元年10月に再設置されました。この1年間、本委員会では、中心市街地及び公共交通の現状整理、中心市街地活性化に向けた調査研究、公共交通の在り方の調査研究を行ってきました。

少子高齢化や人口減少が本格化する社会情勢において、持続可能な都市構造を踏まえたまちづくりや公共交通の充実が必要であり、コンパクトなまちづくりと地域公共交通ネットワークの形成による街全体の都市機能を強化することがより一層求められます。

今年度も「新型コロナウイルス感染症」の影響はありましたが、感染対策を十分に行った上で無事、管内視察や調査をすることができました。この1年間の本委員会において出されました意見の中から主なる事項について申し上げます。

初めに、中心市街地の活性化とまちづくりについて、申し上げます。

まちづくりは人々の生活の基盤であり、昨今は安全・安心・快適といった視点も重要となってきており、また、ニーズも多様化しています。これらニーズ等を把握し、市民の意見に耳を傾けるために、現在、行政ではまちづくりアンケートを実施しております。しかし、アンケート調査だけでは見えてこない意見もあることから、直接市民の声を聞く機会を充実するよう要望しました。

令和3年2月には中心市街地を視察し、活性化に資する建物や道路の整備について確認してきました。もんぜんぷら座やセントラルスクエア等の整備が順調に進んでおり、これまで以上に賑わいが創出されることが期待されます。

行政や地元では中心市街地の活性化に向けて様々な事業に取り組んでおり、地元が主体で行政がサポートを行い活性化を推進しているが、思うように進まないケー

スも見受けられるため、市役所内で複数の課が連携し先を見据えた、明確なビジョンを示す等、地元をリードしていくことを要望しました。

次に、公共交通について申し上げます。

少子高齢化・人口減少の進展や、運転免許の返納の動きが広まる中で、公共交通は市民生活を支える重要な存在ですが、利用者は減少傾向にあります。公共交通については市民から多くの要望があり移動の利便性をより良くし、守っていくために、今後も幅広く市民の声に耳を傾けること、市民から出た意見を踏まえ公共交通を見直すことを要望しました。

平成29年6月に策定された「長野市地域公共交通網形成計画」では、本年度までの5年間において、持続可能な地域公共交通の実現に向けて活性化・再生協議会と連携して取組が行われてきました。令和4年度には、「長野市地域公共交通網形成計画」を引き継いだ上で、「長野市地域公共交通計画」が策定されます。この計画により、高齢者や子供たちを初め、運転免許証を持っていない人でも安心して生活できるような公共交通システムが期待されています。市民の利便性向上のためにも、移動手段をより有効に活用する方策を検討するよう要望しました。

令和3年2月には小田切地区へ行き、平成30年からフルデマンドに移行した「かつら号」の運営について視察してきました。地域たすけあい事業コーディネーターからは、デマンド交通により、公民館での交流が増え、地域住民が生き生きとしている。ここに住み続けられる。すごく明るい気持ちになったとの話もありました。この視察を通じて、地域住民にとって公共交通が欠かせない存在であることを改めて感じました。その一方で、自宅からバス停までの距離が遠い人もいるといった課題が挙げられたことから、小田切地区におけるデマンド交通の今後については、事務負担も踏まえた上で利便性の向上等を検討するなど要望しました。また、今回は小田切地区を視察しましたが、長野市内の他の地区における公共交通についても同じように現場の生の声を聞いていくことが必要との意見が多く出ました。

最後に、中心市街地においてはこの1年で整備が進み、活性化に向けた準備が着実に進んできました。行政には、複数の課がより一層連携していくことを期待しております。

公共交通においては路線の見直しが課題となっており、民間と行政の連携がこれまで以上に必要になってきます。そのためにも、まずは各地区における公共交通の在り方について住民の要望を把握するとともに、持続可能なシステムとなるよう議会としても調査研究を続けていく必要があります。

この1年間、行政には様々な要望を述べてきましたが、市民の声を把握し、反映するための具体的な取組や検証を今後も継続されますよう改めて申し上げまして、報告といたします。

令和3年9月定例会 農林業振興対策特別委員会委員長報告

29番 松木 茂盛でございます。

私から、農林業振興対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和元年10月に、農林業の振興による中山間地域を含めた地域の活性化対策について、調査・研究を行うため、再設置されました。以来、市内の農林業に関する施設を視察するとともに、農林業に関する皆さんとの意見交換などを実施しながら、調査研究を重ねてまいりました。その調査研究の中で出された農業振興と林業振興の主な意見等について、それぞれ申し上げます。

初めに、農業振興について申し上げます。

耕作放棄の解消と後継者対策についてであります。

本委員会では、4月に若穂綿内東町地区の基盤整備事業の管内視察を行いました。農業委員が中心となって生産者をまとめ、区画整理や畑地かんがい施設整備、農地中間管理事業の活用により担い手への農地集積を進めており、作業効率が高まるとともに、新たな栽培技術の導入による生産性の向上が期待されるものであります。

中山間地域は後継者不足であるとともに、地形的に農地の集約がしにくい不利な状況ではありますが、奨励作物である小麦、大豆、そば、枝豆をはじめ、現在も高品質の作物や果樹が収穫されており、基盤整備を行い農地の集約と担い手の育成が進めば、長野市の中山間地域の農業が持続可能になるとともに優良な産地に発展する可能性があります。つきましては、若穂綿内東町地区と同じ事業、又は地元負担が少額で行える有利な基盤整備事業が他地区でも導入できるように事業採択要件等を説明し、その地域に合った基盤整備を地域の農業関係者と共に検討し、事業を進めていくよう要望いたしました。

次に、人・農地プランの実質化のフォローアップについてであります。

市内32地区で、市、農業委員会、農業公社が連携し、今後の地域農業について話し合いを行い、人・農地プランの実質化が本年3月に完了いたしました。

一般的な施策で使われる推進、実施等ではなく、「実質化」という言葉に象徴されるように、プラン策定後の各地区の中心経営体の取組と市をはじめとする関係者

のフォローアップが大変重要であるため、今年度策定される第二期長野市農業振興アクションプランに位置づけるとともに、国や市の支援制度の活用を勧めるなど、引き続き、市、農業委員会、農業公社が連携して各地区の支援に取り組むよう要望いたします。

次に、災害に強い果樹産地づくりについてであります。

本年4月に全国的に発生した凍霜害は、本市の果樹栽培にも大きな被害をもたらしました。凍霜害については、被害を最小限に抑えるために必要な対策を各生産者が行えるよう、事前の注意喚起が重要であります。

近年の気象変動等により果樹を栽培する環境が変化する中、本年、JAグリーン長野が管内9か所に気温などを観測するセンサーを設置し霜対策に活用するほか、長野市スマート農業推進協議会と連携し、スマート農業の導入により桃栽培に関する課題の解決などに取り組んでいることから、この気温観測データ等を地域で共有、活用することにより、効果的な霜対策につなげていく検討を進めるよう要望いたしました。

また、7月には、農業委員及び農地利用最適化推進委員に御案内いただき、豊野地区及び長沼地区で凍霜害の被害を受けた農地を視察いたしました。

長沼地区の農業委員からは、令和元年東日本台風からの復興が進む中、次の収穫を期待して前向きに農業に取り組んでいる最中の被害であり、収入だけでなく意欲など精神的なダメージも深刻であることをお聞きするとともに、防霜ファンの有無でりんごの実の付き方に違いがあることについて説明を受け、防霜ファン設置の有効性を改めて認識いたしました。

また、このことについては、同月に行った長野市農業委員会の役員との意見交換会の際にも話題となり、収入保険加入による自衛策の重要性と保険加入の前提条件である青色申告の周知、防霜ファン設置やハウスの防風対策への助成要望などについて意見交換を行いました。それに伴って、国の補助制度であり、防霜ファン設置も補助対象としている「果樹経営支援対策事業」を活用するとともに、市単独の助成制度創設など、生産者が行う自然災害に対するリスク軽減への取組支援の充実について検討するよう要望いたしました。

市では、既に果樹共済の掛金に対しては支援しておりますが、収入保険への助成は検討するとしております。近年は異常気象による自然災害が頻発しており、生産品

目にかかわらず農業収入全体をカバーする収入保険のほうが果樹共済よりも幅広く対応可能な備えとなるため、引き続き収入保険加入に対する支援策を検討するよう要望いたします。

また、被害を受けた生産者が、今後の生産意欲を維持し、引き続き農業に取り組めるよう、寄り添った支援を行うことを要望いたします。

次に林業振興について申し上げます。

本市の林業の課題についてであります。

本委員会では、昨年11月に広葉樹林造成調査研究事業が行われている門沢モデル林の視察を行いました。視察したモデル林では、天然の力を活用し、水源のかん養や土砂災害防止等の公益的機能が高い広葉樹林を育てるモデル事業が行われておりました。

また、本年2月には、長野森林組合役員との意見交換を行いました。

戦後、国策によって拡大造林された杉・カラマツなどが、50年から60年経ち成木になっており、これを伐採して利用し、再造林して林齢を平準化する時期になっております。しかしながら、木材価格の長期低迷により、伐採後につづく植林、下刈り、除伐などの費用が捻出できない状況が課題となっております。

組合役員からは、伐採した木材の活用事例として、バイオマス発電の県内の状況をお聞きし、公共建築物への地域産材の活用事例として、佐久市にできた長野県立武道館の外装の縦格子に、長野県産材の杉が使われ、館内のフローリングにも、佐久地域のカラマツが使われていることが紹介され、市内の事例として、セントラルスクエアにできました、長野市まちなかトイレには、構造材、外装材ともに、長野市産材が使用されたことが紹介されました。

また、人工林の整備のための伐採後につづく下刈り、除伐などの保育事業が所有者負担なし、又は少額の負担で行えるようにする支援が必要であることなどの課題についてお聞きいたしました。

さらに、森林管理システムに関係して、市では、私有林所有者に対し市に管理を任せたいかを尋ねる意向調査を行うとのことですが、意向に沿って、今後、森林整備を進めるに当たり、未相続の土地や、地主が不在の場合の情報がないこと、境界確認が困難な箇所が多い等の課題があり、一体的な森林経営計画が進みにくい

という現状をお聞きいたしました。

市域の63パーセントを占める森林を適切に管理していくことは、景観や環境の保全、森林の持つ土砂災害防止機能を高めること、樹木が二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化対策などにつながっていくため、森林管理システムの充実、間伐や植林事業への市独自の補助制度の充実など、森林環境譲与税を活用した事業の着実な推進について要望いたしました。

以上で報告を終わります。